

処分等に関する規則

一般社団法人 不動産クラウドファンディング協会
2026 年 7 月 16 日制定

（目的）

第 1 条 この規則は、一般社団法人不動産クラウドファンディング協会（以下「本協会」という）定款（以下「本定款」という）第 9 条に規定する懲罰規程として、本協会の会員（以下「会員」という）に対する処分その他の措置等（以下「処分等」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報告、調査等）

- 第 2 条 会員は、本定款第 9 条第 1 項各号の一に該当する事実が発生した場合、速やかに本協会に対して当該事実の届出又は報告を行わなければならない。
- 2 本協会は、前項に基づく会員からの届出又は報告を受けた場合、当該会員の法令、法令に基づく命令若しくは処分、本定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の観点から、必要に応じて、理事会に当該届出又は報告を受けた内容について当該会員に調査を行わせるものとする。
 - 3 理事会は、本定款第 9 条第 1 項各号の一に該当するおそれがあると認めた場合その他調査の必要があると認めた場合には、前項の調査とは別途調査委員会を設置し調査を行うことができるものとする。なお、調査委員会には、本協会と利害関係のない外部専門家を選任することができるものとする。
 - 4 本協会は、前二項の場合、本定款第 9 条第 4 項に基づき、会員に対して説明及び資料の提出等を求めることができ、会員はこれに従わなければならないものとする。

（弁明の手続）

- 第 3 条 本協会は、会員の処分等について理事会の決議を行う場合には、本定款第 9 条第 3 項に基づき、あらかじめ、当該理事会で当該会員に対し弁明の機会を与えるものとする。
- 2 本協会は、前項の弁明の機会の付与に当たり、当該会員に対して処分等の対象となる事実並びに弁明のための日時及び場所を 2 週間前までに通知を発出するものと

する。なお、当該通知は電磁的方法をとることができる。

- 3 前項の通知が郵便機関による誤配、遅配、その他通知人たる本協会の責めに帰すべからざる事由により当該会員の元へ到達せず、又は遅延して到達した場合には、通常到達すべき時点において当該会員の元へ到達したものとみなして、その効力が発生するものとする。また、前項の通知は、当該会員が本協会に届出した通知先を正確なものとみなして行うことができる。当該会員が通知先の変更の届出を怠った等の事由により、前項の通知が延着し又は到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 4 会員は、本条の弁明を行うに当たっては、本協会が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、当該弁明に際し口頭で事実又は意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。また、弁明書及び証拠書類又は証拠物の提出は、電磁的方法をとることができる。
- 5 会員は、本条の弁明を行うに当たっては、補佐人を同席させることができる。
- 6 本協会は、当該会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審し、理事会において処分等に係る決議を行うことができる。

（理事会での審議・処分等に係る決議）

- 第4条 理事会は、第2条の調査結果及び前条の弁明の内容に基づき、本定款第9条第2項を内容とする処分等に係る決議を行うものとする。
- 2 理事会は、処分等に係る決議に当たり第3条の弁明の内容を確認するものとする（但し、第3条第6項の場合を除く）。

（注意）

- 第5条 理事会は、前条に定める処分等のほか、事案の内容に応じて、口頭又は文書による注意を行うことができる。

（業務改善計画等の徴求）

- 第6条 理事会は、会員に対して処分等を行った場合には、当該会員に対し、業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要と認められる事項について報告を求めることができる。

（総会への付議）

- 第7条 理事会は、第4条に基づく処分等に係る決議の結果、会員の除名を行うことが適当であると判断した場合は、社員総会に当該会員の除名について付議するものとする。
- 2 第3条（第4項を除く）の規定は、前項の会員の除名に関する社員総会への付議

について準用する。この場合において、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは「社員総会において」と、同条第6項中「結審」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。

(処分等の通知)

第8条 本協会は、理事会が会員の処分等に係る決議をした場合には、本定款第9条第5項に基づき、当該会員に対して、処分の内容、処分した旨、処分決議の対象となる事実、その理由その他本協会が必要と認める事項を文書により通知するものとする。

- 2 本協会は、社員総会が、会員の除名を決議した場合には、本定款第9条第5項に基づき、当該会員に対して除名処分を行うとともに、処分の内容、処分した旨、その処分の対象となる事実及び理由その他本協会が必要と認める事項を文書により通知するものとする。

(処分の公表)

第9条 本協会は、会員に対して処分等を行ったときは、その旨を他の全ての会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、本定款第9条第6項に基づき、本協会が認める方法でこれを公表することができる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は理事会の決議とする。

附則

この規則は、2026年7月16日から施行する。

処分等フロー

